

—兵庫県精神障害者社会適応訓練事業の手引き—

手伝ってください!

職場への第一歩



目次

はじめに	1
I 精神障害者社会適応訓練事業とは	2
II 社会適応訓練事業の流れと進め方のポイント	4
1 社会適応訓練事業の流れ	
2 社会適応訓練事業の進め方のポイント	
①チームで支援しよう	
②障害特性を理解しよう	
③「働きたい」という相談に応えよう	
④訓練生を受け入れるにあたって	
⑤訓練状況の評価をしよう	
⑥訓練終結から次のステップへ	
III 社会適応訓練事業に関するQ & A	20
IV メッセージ	22
社会適応訓練事業を利用して 職親として 社会適応訓練は就労への第一歩	
●社会適応訓練事業と障害者のための雇用支援について	24
●兵庫県精神障害者社会適応訓練事業実施要綱	25
●社会適応訓練事業の各手続き	28

はじめに

～障害があっても「働いている」人が増えています～

精神障害があっても「働いている」人が増えています。それは、精神障害があっても「働ける」という考え方が少しずつ広がっていること、それと同時に「支援」の輪ができつつあることによります。つまり、「障害のある人は働けない」という考え方から「支援があれば働ける」という考え方、そして、「支援を受けながら働く」ということも、「立派な自立」という考え方に変わってきています。

そもそも「働く」ということは、「お金を稼ぐ」だけではなく「自分の力を発揮したい」「人の役に立ちたい」「社会とつながりたい」といった自己実現や自信の回復に深く関わっています。

ですから、就労支援とは、障害のある人の「働きたい」という思いに寄り添い、その人にとっての「働くことの意味」を考えながら、どうすればその思いを実現できるのかを共に考え、試行錯誤しながら共に体験の振り返りを続けていくことと言えます。

そして、その人にとって、「納得のいく社会参加」が実現するよう支援することを大切にしたいものです。

この度、就労支援制度のひとつである社会適応訓練事業について、それに関わる支援者の方がより一層効果的に事業を進め、連携し、支援の輪を広げられるよう本手引き書を作成しました。

関係者に十分ご活用いただき、精神障害者の就労や社会参加が促進されることを心から願っております。

I 精神障害者社会適応訓練事業とは

精神障害者社会適応訓練事業は、働きたいという意欲のある精神障害者が、仕事をしていく上で必要な力を養うため、一定期間、理解のある協力事業所に通い、社会に適応していくためのさまざまな訓練を受けることによって、一般就労への移行を目指す制度です。

つまり、社会適応訓練事業とは、就労に向けて「社会に出ることのイメージ」をつくり、「将来のビジョン」を考える訓練であり、就労に向けてのはじめの一歩となります。そして、協力事業所はこの重要な支援者でもあります。

協力事業所（職親）とは

◎協力事業所（職親）とは、精神障害者に理解が深く、社会的自立を促進することに熱意を持ち、精神障害者の一般就労に向けた訓練の場を提供していただく事業所のことです。

協力事業所を、職親と称するのは、「親が子どもを育てるように、仕事に対して優れた力を持っている人が教えながら育てていく」という親方・子方といった日本の伝統に由来しており、事業主と対象者の温かい関係を大切にすることをモットーとしてきたからです。

◎協力事業所になるきっかけは、「保健所や知人・友人に頼まれて」など地域のつながりの中で広がってきました。

「以前から精神障害者に対して何かお手伝いできればいいと思っていた」「精神障害者の理解を深めたくて」という事業所も少なくはありません。

「少しでも安価な人手になると考えて」という事業所があれば、この事業の趣旨を今一度考えていただいて、精神障害者を受け入れていただきましょう。

社会適応訓練事業を効果的な事業とするために

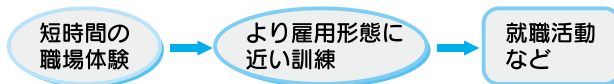
- ◎社会適応訓練事業の利用者やその家族は、一般就労を目指すという目的を明確に持ち、その目的達成のために、生活を整え、職業訓練や治療に努めましょう。
- ◎健康福祉事務所などの支援者は、安易に利用をすすめるのではなく、利用者の就労可能な状態を目指して支援をしましょう。また、現在、協力事業所が訓練生を受け入れているかどうか、受け入れ可能かどうかといった状況を定期的に把握してください。
- ◎協力事業所のみで、きめ細やかな支援を行うのは困難です。健康福祉事務所（保健所）や就労支援関係事業所などの支援者が訓練の場を訪問するなど、他の支援者も必要に応じ、積極的に関わる支援体制作りに努めましょう。
- ◎協力事業所は、支援者の視点と雇用主としての視点を持って職場を提供しましょう。また、環境の変化に弱い精神障害者には、訓練先の事業所での就職が最も安心、安定できる場合も多く、訓練状況によっては、協力事業所での雇用も検討して下さい。
- ◎訓練中は、訓練生、協力事業所、健康福祉事務所（保健所）、就労支援関係事業所、ハローワークなどの支援機関が連携して定期的に振り返りを行ってください。訓練が効果的に行われている時は、訓練生の自信や訓練効果をあげることもつながります。困った時にも訓練状況の振り返りを行い、課題などを明らかにしながら訓練の継続を図りましょう。何らかの事情により訓練が中止になった時には、再チャレンジのための教訓を得るように努めましょう。

こんなふうに社会適応訓練事業を利用してみませんか？

〈たとえば訓練生が…〉

- ◎働く場の体験から、働く自信や意欲を高めるための利用

[たとえば「働きたい。でも自信がないな。」という人の場合]



- ◎働く直前の、より実践的な企業実習としての利用

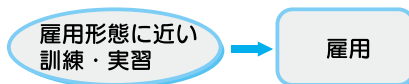
[たとえば「きっと働ける。でも不安もあるな。」という人の場合]



〈たとえば協力事業所が…〉

- ◎雇用することを考えている事業所に、企業実習のような形での利用

[たとえば「障害者を雇ってみようか。でも少し不安もあるな。」という人の場合]



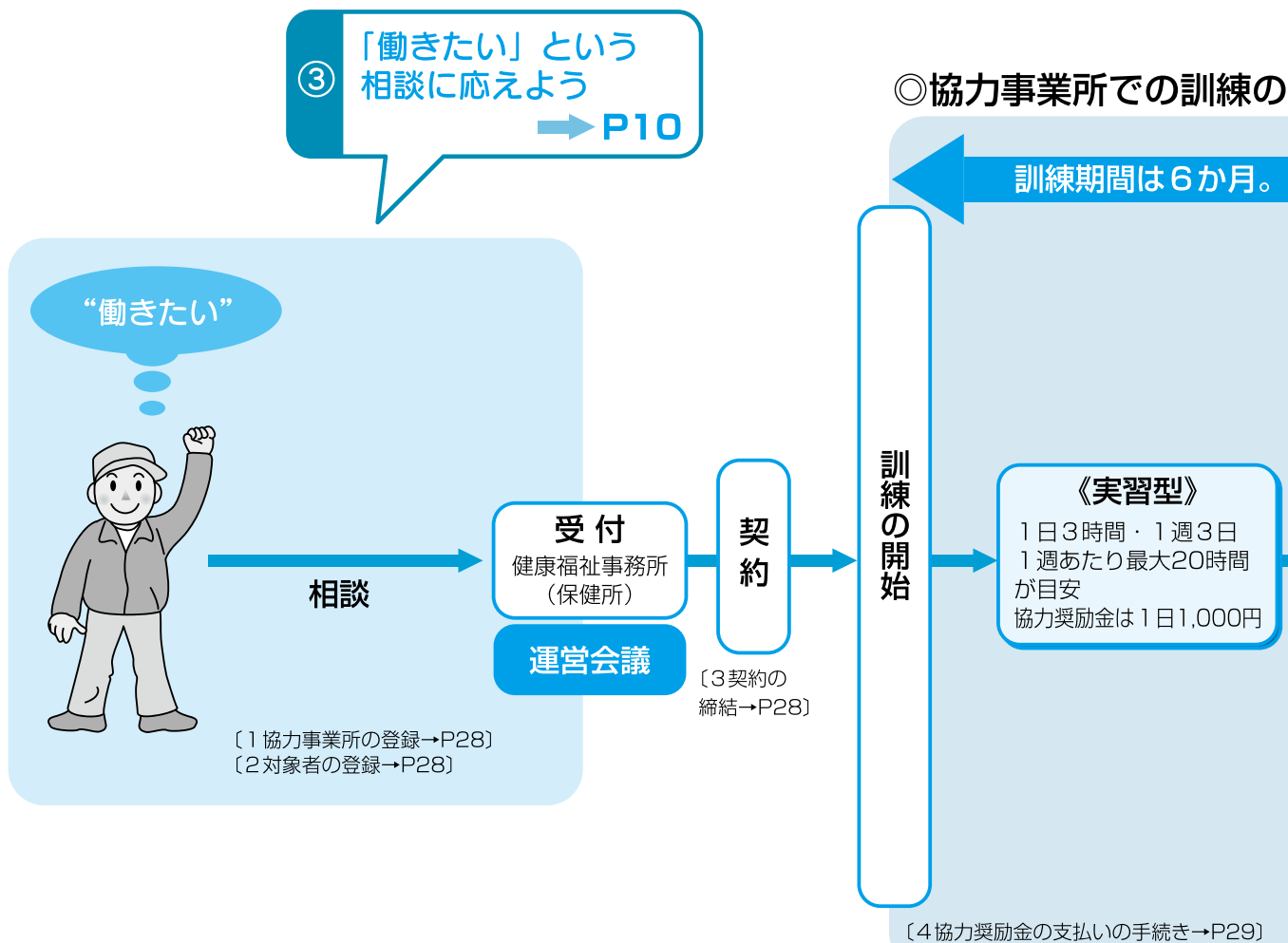
社会適応訓練事業を活用して…

- ◎本人にとっては —
 - ・自信を持つことができるようになった
 - ・働くことのイメージが具体化できた
 - ・働くことへの動機付けが高まった
 - ・職業能力や課題について認識が進んだ
 - ・通過地点であると位置づけ、次のステップを意識するようになった
- ◎支援者にとっては —
 - ・本人の職業能力や課題についての理解が深まった
- ◎同じ障害を持った人たちにとっては —
 - ・就労への関心が高まり、意識が変わった

支援者の声

II 社会適応訓練事業の流れと進め方のポイント

1 社会適応訓練事業の流れ



兵庫県の社会適応訓練事業は就労を目指す事業であることを明確にするため、「実習型」と「雇用指向型」との二段階に分けています。

実習型

「実習型」は1日3時間、1週3日、1週あたり20時間を目安として訓練を行います。

まずは本人の意欲や訓練内容などを確認しながら、働くこと、社会に出ることのイメージ作りをしていきます。

訓練は「実習型」からはじまります。

雇用指向型

「実習型」で訓練をした後に、本人や家族の希望する進路や就労に対する意欲の確認などを行いつつ、より一般就労に向けた訓練を行っていきます。

その際、健康福祉事務所（保健所）、ハローワーク、就労支援関係事業所などによる連携会議を設置し、一般就労に向けた訓練計画を作成します。

それらによって、さまざまな支援機関の連携をさらに充実させていくねらいもあります。

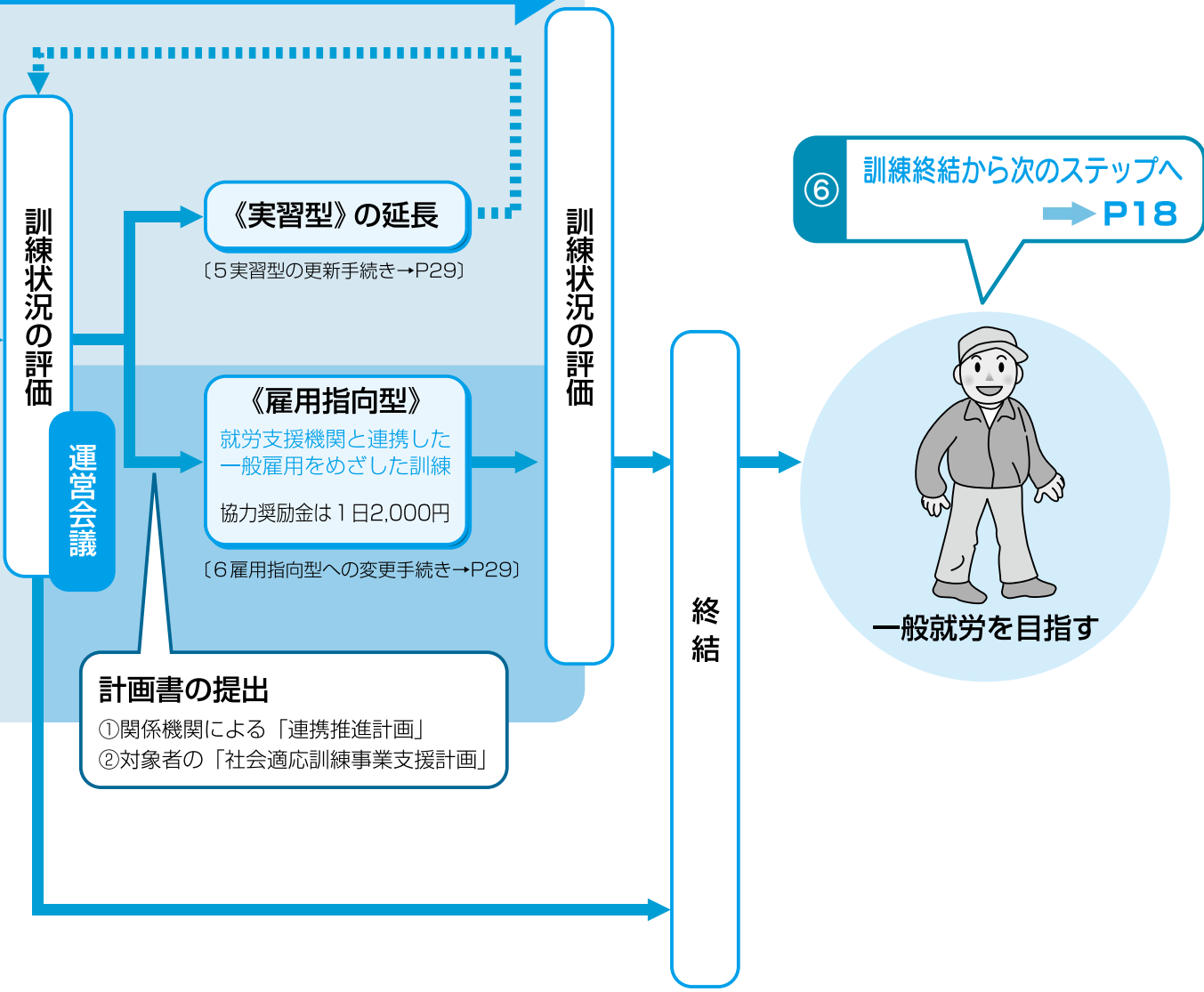
- ① チームで支援しよう
→ P6
- ② 障害特性を理解しよう
→ P8

- ④ 訓練生を受け入れるにあたって
→ P12
- ⑤ 訓練状況を評価しよう
→ P15

- ⑥ 訓練終了から次のステップへ
→ P18

流れ

上限は連続した2か年。



2 社会適応訓練事業の進め方のポイント

① チームで支援しよう

チーム支援とは、色々な機関が、ひとりひとりの当事者の「働きたい」という願いが実現できるよう連携して支援することをいいます。どこかの機関が1から10まで支援するのではなく、各機関が互いに補完しあえるよう、各機関の専門性を生かして、どのような支援が最適かを考え、社会資源、制度を最大限に利用できるようにすることが、よりよい支援につながります。

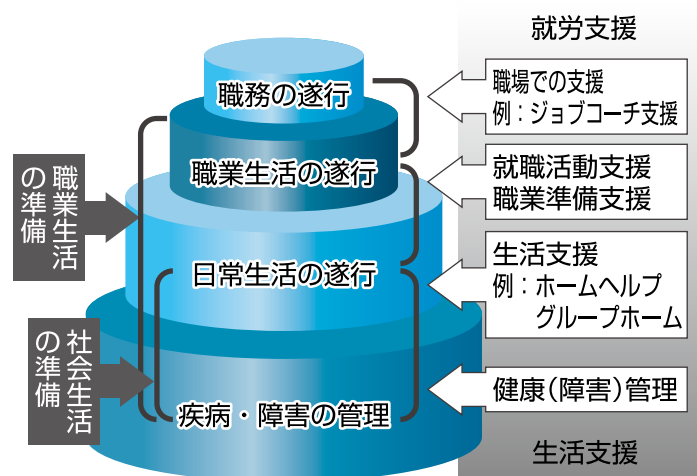
連携機関としては、ハローワークなど就労にかかわる機関との連携が重要であることは勿論ですが、グループホームや訪問看護スタッフなどの生活支援を行う人達との連携も欠かせません。食生活や睡眠の乱れなど生活が整っていなければ、働き続けることはできません。病気とも上手く付き合っていかなければなりません。

また、社会適応訓練、職場実習やトライアル雇用、就職へと段階が進んでいっても、それぞれの段階に応じたチーム支援が必要です。

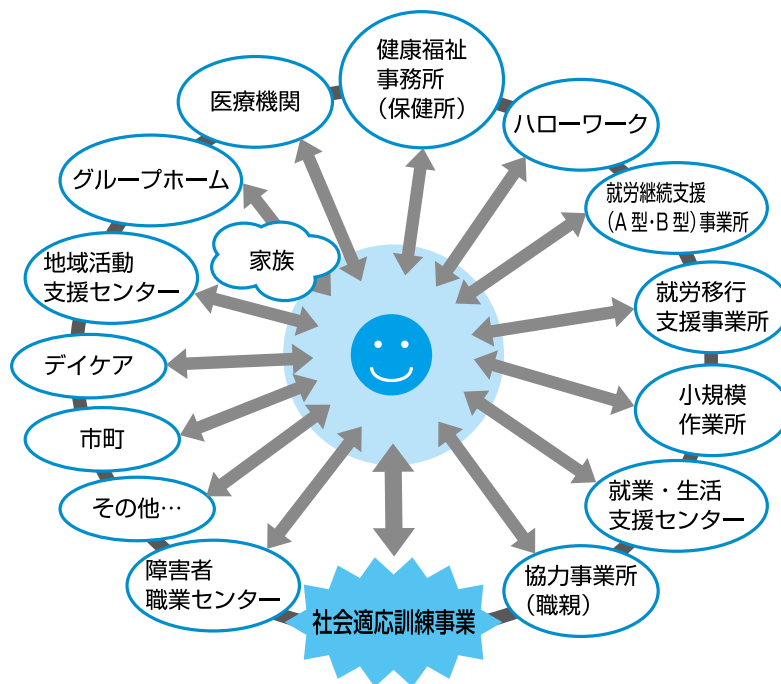
例えば…社会適応訓練事業の「実習型」から「雇用指向型」への変更を希望する場合には、「連携推進計画」「社会適応訓練事業支援計画」を作成することになっています。関係機関が連携し、協議の上での計画作成が求められており、チーム支援が前提となります。

チーム支援は社会適応訓練事業の間だけに限らず、訓練が終了した後も、継続的・総合的なチーム支援を行うことにより、さらに就労へ向けた取り組みへとつなげていくことができるでしょう。

就労に関する支援だけではなく、生活面と相まった支援が必要です。



個人特性の階層構造と支援



社会適応訓練事業から始まるチーム支援ネットワーク

支援機関

健康福祉事務所(保健所)	地域の健康や衛生を支える公的機関であり、保健師などの専門知識を有する職員が相談を受けています。電話や訪問の相談も可能な場合もあります。
障害者就業・生活支援センター	福祉と雇用の連携の上で、就職に向けての訓練や職場定着のための相談や援助、働くことにつながる日常生活や社会生活上の支援を一貫して行い、障害者の雇用の促進と職場定着につながるサービスを行っています。
ハローワーク	求職登録を行い、専門の職員・職業相談員が、障害の対応や適性、希望職種などに応じ、きめ細かな職業相談、職業紹介、職場適応指導などを行っています。
障害者職業センター	就職のための相談や職業生活における援助・助言などの職業リハビリテーションサービスを行っています。

支援サービス

就労移行支援事業	一般企業などへの就労を希望する65歳未満の方を対象に、一定期間(原則2年間)、生産活動・職場体験などの機会を提供し、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労継続支援事業(A型・B型)	一般企業などでの就労が困難な方に、生活活動などの機会を提供するとともに、就労に必要な知識および能力の向上のために必要な訓練を行います。A型では雇用契約を結び、B型は雇用契約を結びません。
地域活動支援センター	地域において自立した日常生活を営むことができるよう、創作活動や生産活動の機会の提供、社会との交流を行っています。場所によっては、食事の提供や入浴などの日常生活に必要なサービスを行っているところもあります。
グループホーム	地域において共同生活を営む精神障害者に対し、日常生活における相談、指導などの援助を行うことにより、自立生活を助長することを目的としています。
デイケア	数名～数十人というグループで活動するなかで、参加者がお互いを認め合い、理解を深めていき、そのなかで、生活していく自信や技術を身につけていくサービスです。
小規模作業所	地域の障害者の実情に応じて、軽作業や創作的活動などを行っています。障害者にとって、「働く場」「訓練の場」「仲間と過ごす場」など、様々な利用形態があります。

② 障害特性を理解しよう

社会適応訓練事業の対象者は、症状が改善している人たちですが、その症状には波があります。ストレスに弱く、人間関係が苦痛になったり、できていたことが困難となる場合があります。

身体障害者や知的障害者のように、就労期間が長くなるにつれ、徐々に支援時間を減らしていくという方法ではなく、その時の本人の体調に応じた支援が必要です。

病気の原因と症状

精神疾患は、ストレスなどの心理的な要因、その人を取り巻く環境的な要因、先天的な素因などが影響しあって起こると言われています。

統合失調症の原因はまだ分かっていませんが、ストレスに弱い体質があり、そこに何らかの社会的要因が加わって発症してくるのではないかと考えられています。

主な症状は…

- ◎他の人が経験していない音や声が聞こえたり（幻聴）、事実でないことを信じてしまう（妄想）。
- ◎自分の考えや気持ちをうまくまとめて言えない（思考の混乱）。
- ◎何かを行う気力が出ない（意欲の低下）。
- ◎喜怒哀楽の表情が乏しくなる（感情や表情の平板化）。

生活のしづらさにつながりやすい特性（障害）は…

- ◎疲れやすい。
- ◎複数のことに注意を向けることが苦手、混乱してしまう。
- ◎臨機応変に判断することが苦手。
- ◎新しいことに対する不安が強く、緊張しやすい。
- ◎言葉だけの指示では、適切な行動につながりにくい。
- ◎機敏な動作や細かな指先の動作が苦手。
- ◎慣れるのに時間がかかる。

これらは全ての人にあてはまるわけではありません。また、疾患や本人を取り巻く環境に左右されやすく、本人が怠けているとか、頑張りが足りないといったことではありません。幻聴や妄想が多少残っていても、現実と妄想との境界が自覚でき、幻聴をある程度セルフコントロールできれば、訓練は可能です。

まわりの理解があれば、障害も強みに…

- ◎言葉で表現することは苦手でも、心根は優しい。
- ◎過剰適応といえるくらいの率直さと素直さ。
- ◎真面目で礼儀正しく、義理堅く律儀。
- ◎覚えた仕事は十分に、黙々とやり遂げる。具体的に仕事の範囲が決まると力を発揮する。
- ◎状況判断や表現はうまくないが、知的能力は損なわれておらず、記憶力は比較的高い。

一人一人個性があります。

訓練生の持っている良い点をまず見つけてください。

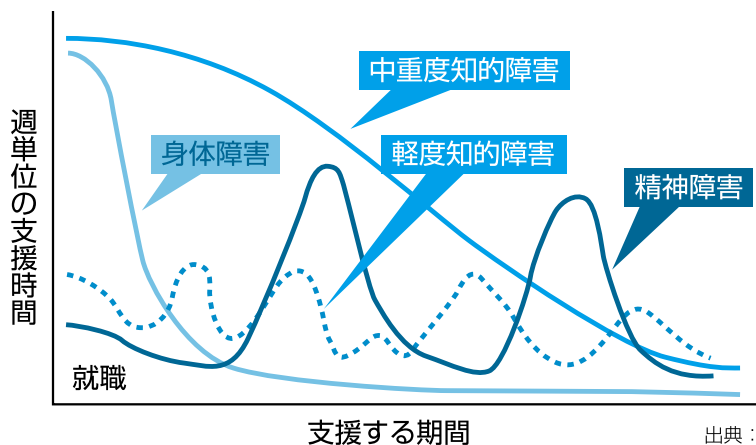
服 薬

向精神薬は脳の神経細胞の受容体部分に働いて、効果をあらわすといわれています。回復期に向かうに従って、薬の量は減っていきますが、再発の前触れがあった場合には再び増やすなど、人によって、薬の量や種類はまちまちです。

抗精神病薬は、興奮を鎮める作用が強いので、一般的には、体がだるい、眠い、頭がボーッとすることなどがありますが、症状が安定し、薬の量が少なくなると眠気なども薄らいできます。ほかにも、口の渇き、便秘、手の震え、肥満などの副作用がありますが、個人差があり、必ずしも全員に出るわけではありません。また、最近は副作用の少ない非定型抗精神病薬もよく使われています。

「症状が安定してきたのでもう大丈夫と思った」、「副作用がしんどい」などの理由で、服薬を止めてしまう人がいますが、再発につながりますので、主治医に、状態をきちんと伝え、よく相談したうえで、調整する必要があります。

障害の違いと就労支援の必要度



出典：障害者職業総合センター

③ 「働きたい」という相談に応えよう

（ここでの相談とは、社会適応訓練事業の利用に関する健康福祉事務所（保健所）での相談だけではなく、デイケアや就労支援関係事業所などでの、当事者の「働きたい」という相談も含んでいます。）

相談の原点は、当事者の「働きたい」という思いを真摯に受け止めることです。本当に働きたいと思っているのか、求めていることは他にあるのではないかといった「働きたい」という言葉の裏にあるものを汲み取ることも重要です。そして、その人が考えている仕事のイメージや不安なこと、これまでの就労経験や家族背景などを確認しながら、「当事者の働きたいという願い」を実現するために、どのような社会資源の活用が適切か、どのような支援が必要かを検討し、その人にあった支援の見通しをたてます。

働きたいという本人の思い・相談の内容はまちまち…

- 「働きたいが、何から始めればいいのかわからない」
- 「就職に向けて、どのような支援制度があるのか知りたい」
- 「どのような仕事が自分に合っているのか」
- 「周りがやいやい言うから…」
- 「とにかく働かねば…」
- 「こづかいが足りない」

家族や関係者の思いもまちまち…

- 「病気が安定しているのでそろそろ働いてもいいのではないか」
- 「働いても大丈夫かしら…」
- 「働くのは無理だと思うけれど、本人が働きたいと強く希望するから…」
- 「家計も苦しいし、家でブラブラしているとみっともないので働いて欲しい」

本人が不安に思っていることもいろいろ…

- 「時間や通勤、残業など体力的にやっていけるだろうか」
- 「ほかの人と同じように仕事をこなすことができるだろうか」
- 「通院で休んだり、状態が悪くなった時に迷惑をかけないだろうか」
- 「どんな仕事があるのかな」
- 「障害をオープンにしたらどこも雇ってくれないのではないか」

職場が望んでいること…

- ・ 職場のルール、就業規則が守れる
- ・ 心身ともに安定している
- ・ 仕事に対する意欲を持ち続ける
- ・ 気持ちのリフレッシュができる
- ・ 他者との協調性がある
- ・ 普段の挨拶ができる

相談支援のポイント…

本人から聞くこと・確認すること

- ・「働きたい」目的は何なのか（「働きたい」という言葉の裏にあるものを理解する）。
- ・どんな内容で、どんな仕事をしたいと思っているのか。
- ・これまで仕事に就いたことがあるのか、どんな仕事だったのか。
- ・症状は安定しているか、服薬や通院はできているか。
- ・食事や睡眠はとれているか、生活リズム、経済状態は？
- ・主治医や家族に相談しているか。 など

アドバイスの例

- ・就労を目指す前にもう少し生活リズムをつけたり、人と接する機会を多く持つなどの練習をしてみませんか。たとえば、病院のデイケアや地域活動支援センターなどがあります。
- ・自分はどんな仕事に興味があるのか、どんなサポートがあれば働きやすいか、を考えてみませんか。たとえば、就労継続支援B型事業所、就労移行支援事業所などがありますよ。
- ・職業体験、もしくは職業訓練を受けることができないかを一緒に探しませんか。たとえば、実際の職場で訓練ができる社会適応訓練事業や障害者委託訓練などの労働施策もありますよ。
- ・どんな仕事が合っているのかを考えてみませんか。たとえば、障害者職業センターやハローワークなどの職業適性検査などの「評価」を受けてみませんか。
- ・仕事を休まず続けるにはどうしたらいいでしょうか。生活を整えるため、家族とよく相談してみてもいいでしょうか。

チームで相談し、
就労への見通しを
立てます

4 訓練生を受け入れるにあたって

訓練生の受け入れに際し、あるいは訓練期間を通して協力事業所は、次のようなことに配慮して下さい。

まずは職場の雰囲気慣れるよう配慮しましょう

- ・訓練生は、初めての職場であったり、長期間仕事から遠ざかっているため、不安や緊張感でいっぱいです。自然であたたかな環境づくりを心がけるようお願いします。
- ・従業員の方へは、障害を持ちながら訓練を受けることに理解と協力を求めますが、どこまで説明するかについては、本人や関係者とよく相談して進めてください。

慣れるまで、担当者を決めましょう

気軽に相談でき、きめ細かく見守ってくれる担当者を決めておくと、訓練生の安心感も増します。作業所の指導員や保健師などにしばらく同伴してもらうのも一つの方法です。

通院日を確保した上で訓練日を決めましょう

再発の原因として一番多いのが服薬の中断です。通院日を確保し、治療の継続を促します。

訓練内容、時間は訓練生にあわせて

- 訓練生の能力や症状の具合、体力に応じて作業内容や作業時間を設定するようお願いします。
- ・あらかじめ、業務内容をリストアップし、訓練生に向いている作業を洗い出しておくといよいでしょう。個人差があり、一概にはいえませんが、「ゆっくりでも確実に」を基本とした作業をある程度余裕ができるまで続けられる方がよいでしょう。
 - ・訓練時間の延長や訓練内容の変更などは、たとえ本人の希望であっても慎重に行ってください。
 - ・人間関係に慣れるようグループでの作業を選ぶのか、人間関係に疲れないう単独作業を選ぶのかといったことも検討してみるとよいでしょう。

いつもと様子が違うと思ったら…

- ・不調のサインは『食欲がなくなる。』『夜眠れなくなる。』『いらいらして怒りっぽくなる。』『今までできていた作業が急にできなくなったり、早退、欠勤が増える。』などさまざまです。『何かいつもと様子がちがう』と感じたら、家族、保健所・健康福祉事務所、医療機関などに連絡をとってください。早期に適切な治療につなげることが再発防止の上で大きな役割を果たします。
- ・病状に合わせて訓練時間の調整をする、訓練内容の見直しを行うことが必要な場合があります。(本人の希望だけではなく、主治医・支援者などとも相談してみましよう)。環境の変化にも注意してください。たとえば周りの人員配置が変わるといことも大きな環境の変化となります。
- ・疲れの表情が見えたら、気軽に休憩がとれたり、訓練を休めるように声かけをしたり職場環境に配慮をお願いします。

本人を支援する専門家や機関と連携しましょう

訓練中は、本人の意欲や訓練の効果などを常に確認しながら、見通しを持ってすすめていく必要があります。しかし、訓練を中断したり、変更せざるを得ないこともあります。生活面や職場で配慮することなどを関係者で情報を共有し、定期的なふりかえりの会を持ったり、必要に応じて、いつでも相談できるよう、健康福祉事務所（保健所）や就労支援機関、医療機関などと連携をとりながら訓練を進めていきましょう。

※訓練生が孤立しないよう複数で受け入れるといったことも検討してみてください。

訓練生とうまく接するために

- ◎「働けない」「怖い」といったような精神障害者に対する思い込みをまずはとらずにみてください。一方、訓練生は、働いた経験が少なく、最初はお互いに戸惑うことが多いかもしれませんが、そんな時は、「そのままでいいよ」という認め方が大切です。
- ◎助言はひとつずつ具体的に伝えましょう。
- ◎失敗を指摘するよりも、『こうすればもっと上手にできるよ』という具体的な助言をしてあげてください。
- ◎注意する時は、その場でし、どうして失敗したか、どこが悪かったかを具体的に説明し、手本を示したり、一緒に解決策を考えるなど、本人が納得できる方法で伝えていきましょう。
- ◎主語と述語をはっきりとさせて下さい。「だいたい」「～くらい」といった曖昧な表現や比喩的な表現は、伝わりにくいので避けましょう。
- ◎できたこと、成功したことを具体的にほめたり、励ましたりしましょう。自信に繋がります。
- ◎妄想と思われる内容については肯定も否定もせず、現実的な話題に移しましょう。
- ◎休み時間は、さりげなく声をかけてみて下さい。しかし場合によってはリラックスできるように、そっとしておいてあげることも大切です。「一人ぼっちも寂しいけれど人付き合いも慣れてないのでしんどい」というのが本音です。

※慣れてきますと、訓練生の持ち味も発揮され、従業員の方との関係もスムーズになってきます。

これから訓練生を受け入れる事業所へ…

- ・「育てるとともに育てられている」という思いで接する。
- ・焦らない、ゆっくりと時間をかけて。
- ・まず、こちらが時間的、精神的余裕をもって。
- ・事業所の特徴を生かして、無理のない形で受け入れる。
- ・その人にあった作業は必ずある筈なので、既存の作業のみではなく、作業の洗い出しを行いその人にあった作業を考える。
- ・訓練生の能力を少しでも伸ばせるよう配慮する。
- ・事業所だけで判断しない。他の支援機関とよく連絡をとって決める。
- ・訓練生を受け入れた経験を他の事業所に伝えていく。

事例からの教訓

◎作業所の指導員さんの紹介で、社会適応訓練事業を受けたいと保健所を訪れたFさん。この数年間、一生懸命作業所に通い、みんなのお手本となっていたFさんのことは、担当の保健師もよく知っていました。たまたまFさんの相談を受けていたところに、他用で来られたT事業所の社長さん。T事業所の作業内容は、タオルたたみなので、作業所の作業と同じような作業。頼むと「いいよ」と快く引き受けてくださり、まさに渡りに船です。週4回、半日ずつ、T事業所に通所することになりました。二週間後、T事業所に様子を尋ねると「緊張をしているようだが、黙々と一生懸命作業に取り組んでいる」とのこと…ところが、一ヵ月後のことです。「しんどくて、もう続けられない」と訓練の中止について、Fさんから申し出がありました。なかなか職場に溶け込めず、職場の人とも話ができないとのこと、人間関係のとりづらさが訓練を続ける自信を失わせてしまったようです。環境に慣れるのに時間がかかるということの配慮を欠いていた、丁寧なサポートが必要だった、そういうことをあらかじめしっかりと話し合っただけで訓練を始めるべきだったと反省させられたケースです。

◎K事業所で社会適応訓練事業を受けて1年4ヶ月のAさん。作業の流れ全般も理解でき、担当している作業も随分こなせるようになりました。そこで、製品の数量確認の作業を新たにすることになりました。ところが、みるみるうちに混乱が目立ち、確認ミスやペースが落ちてきました。実は、数量確認作業は、Aさんにとってとても苦手だったので、過剰なプレッシャーとなっていたようです。保健所、協力事業所の指導者、本人を交えて話しあい、とりあえず、しばらく休養することになりました。その後、ハローワークからのアドバイスで、職業の適正についての専門相談を受けることにしました。本人の苦手とすることをあらかじめ知っておくこと、作業を変える時には、本人の意向をよく確認すること、体調が悪いときには、早めに対処することなど、見通しをもった訓練計画の重要性について、学ばされたケースです。

5 訓練状況の評価をしよう

訓練生にとって、社会適応訓練を受けたことを意義あるものとするためには、目的がどのくらい達成できたかを見極め、方向性を確認することが、不可欠です。これを評価といい、働く力だけではなく、コミュニケーションや健康状態、生活全体についても振り返ります。その上で、どんな配慮や支援が必要かを検討します。評価は、訓練生と協力事業所、家族や訓練生に関わる支援者が一緒に行います。評価の場を設け、支援者が、訓練生の気持ちをしっかり受け止めることで、訓練生にとっては、働くことへの意欲を高めるだけではなく、自分の生き方を考える場となるでしょう。たとえ訓練を中止する、就労をあきらめるということになったとしても協力事業所からコメントがもらえる大切な場となるでしょう。



チェックリスト

このチェックリストは、支援者や協力事業所が、訓練生と一緒に確認しながら得意なことや苦手なことを考え、支援にいかしていくためのものです。

- 1 仕事に対する意欲はありますか？ はい ・ いいえ
- 2 働くことに対し、ご家族の理解や協力は得られていますか？ はい ・ いいえ
- 3 事業所にはどのような手段で通っていますか（バス・電車・車・徒歩など）？
- 4 休むときや遅れるときに連絡はできますか？ はい ・ いいえ
- 5 休憩時間はどのように過ごしていますか？
- 6 事業所内の人と、挨拶や会話ができていますか？ はい ・ いいえ
- 7 あなたの得意な作業、または興味や関心がある作業はどのようなものですか？
- 8 あなたの苦手なこと、または作業に対し不安なこと、心配なことはありますか？
- 9 どのようなことで、つまづきやすいと思いますか？
- 10 どれくらいのペースで働くのがいいと思いますか？ 週 日・1日 時間
- 11 どんな仕事に向いていると思いますか（作業内容、時間帯、場所など）？
- 12 定期的な通院ができていますか？ はい ・ いいえ
診察日 曜日
- 13 正しく服薬ができていますか？ はい ・ いいえ
朝 ・ 昼 ・ 夕

13 睡眠はどれくらいとれていますか？ 寝る時間 時 ・ 起きる時間 時

14 食事はしっかりととれていますか？ はい ・ いいえ

15 しんどくなる時、イライラする時、落ち込む時はどんな時ですか？

16 体調が悪くなる時のサインを知っていますか？ それはどのようなものですか？

17 体調が悪くなった時の対処方法がありますか？ それはどのようなものですか？

18 休日はどのように過ごしていますか？

19 あなたのリラックス方法はなんですか？

20 嗜好品（たばこ、お酒、お菓子など）の量はどのくらいですか？

21 今、気になっていることはありますか？
（金銭のこと、対人関係のこと、生活に関する事など）

◎相談できる機関や担当者を書き出してみよう。

機関名	担当者の名前	連絡先

6 訓練終結から次のステップへ

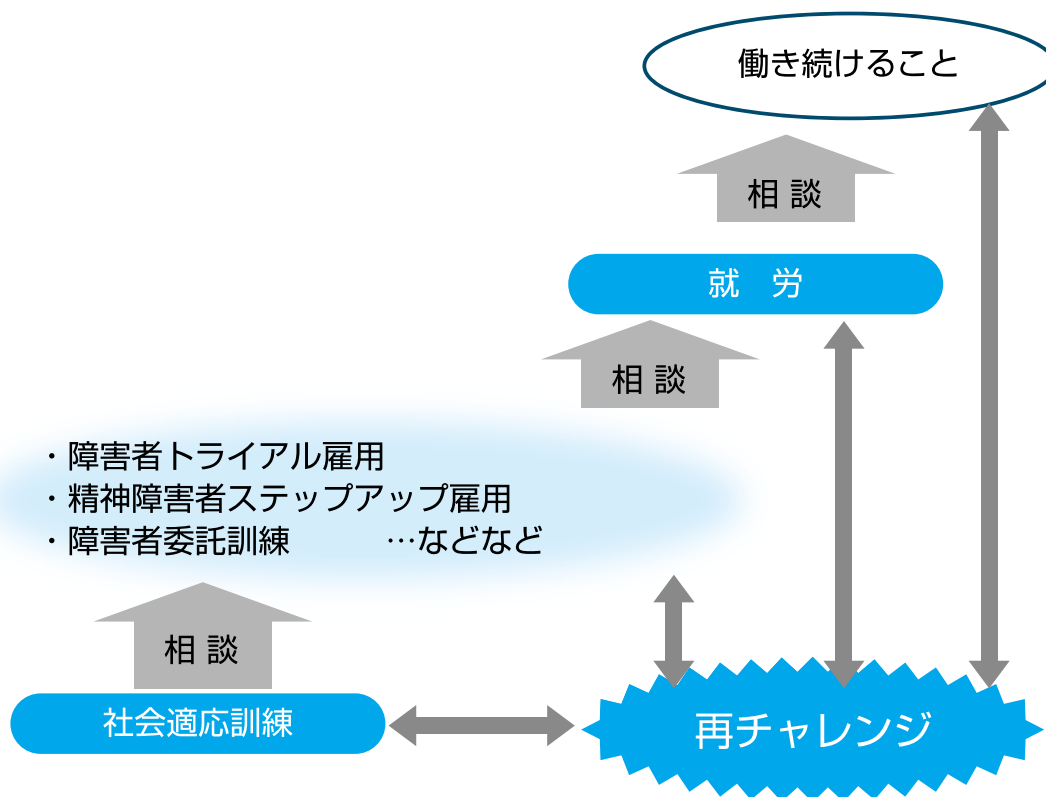
社会適応訓練事業終結から一般就労に向けた具体的な支援について、健康福祉事務所（保健所）が中心となり、訓練生、ハローワーク、その他支援機関などと連携会議を持ち、検討して下さい。

社会適応訓練事業終了後、さらに異なる職業訓練を受けて「働くことのイメージ」をつくったり、職場実習やトライアル雇用を活用するという方法もあります。

また就職後も例えばジョブコーチなどのフォローを受けながら職場定着を目指す場合もあります。

途中で訓練を中止することになったとしても、小規模作業所やデイケアを再利用したり、その後、再チャレンジできるように支援することも大切です。

社会適応訓練から就労への段階的イメージ(例)



協力事業所からの声

健康福祉事務所（保健所） などに対して

- ◎訓練生への日常生活支援の継続
- ◎家族への疾病や障害特性を理解するための教育
- ◎事業所に対する精神保健福祉に関する普及啓発
- ◎訓練生・家族・事業所などの関係機関との連携
- ◎長期的な支援
- ◎協力事業所の開拓

本人・家族に対して

- ◎訓練生自身が就労意欲を持つ
- ◎病状の安定を図る
- ◎自分の病状を把握する
- ◎健康福祉事務所（保健所）などと訓練内容や条件についてじっくりと話しあう
- ◎家族も協力事業所との交流を図る

市町に対して

- ◎精神保健福祉に関する積極的な啓発
- ◎訓練生の受け入れ

協力事業所が考える

社会適応訓練事業を就労につなげるには
『支援の連携と継続』&『労働分野の制度活用の支援の強化』

労働分野に対して

- ◎訓練生の希望職種にあった訓練内容の提供
- ◎訓練生が一般常識や職業能力を学習できる場の提供
- ◎精神障害者の特性や適性を踏まえた就労先の確保・斡旋
- ◎就労をサポートするスタッフの充実
- ◎職業訓練終了者への支援の強化
- ◎雇用事業所への助成金などの援助

医療機関・社会復帰施設など に対して

- ◎就労を意識させるような支援
- ◎訓練生が一般常識や職業能力について、学習できる場の確保
- ◎事業所・訓練生・家族への事業の十分な説明
- ◎長期的な関わり

※ これらは、実際に訓練生を受け入れた協力事業所が、就労支援機関や家族・本人に対し、就労につなげるために必要と考えていることです。

これらの声を、就労につながる取り組みを考えていく参考にしましょう。

Ⅲ 社会適応訓練事業に関するQ&A

Q 1 「実習型」で1週あたり、20時間を超えて訓練することは認められますか？

A 「実習型」は1日3時間、1週3日、1週20時間を目安としていますが、本人や協力事業所の実情に応じ、訓練時間を延ばすことも差し支えありません。

Q 2 「実習型」を経ないで、「雇用指向型」を利用することはできますか？

A できません。全ての訓練生は、最短でも6か月間の「実習型」による訓練を行ったうえで、「雇用指向型」に移行することになります。
このため、6ヶ月を待たずに「雇用指向型」に移行することはできません。

Q 3 「実習型」のみで2年間の利用は可能ですか？

A 可能です。ただし、漫然と2年間を経過することのないように、6ヶ月ごとの更新時期には、利用者を担当する健康福祉事務所（保健所）の報告に基づき、訓練効果を運営会議で評価することとしています。

Q 4 事業の実施期間は、原則連続した2か年を限度としていますが、途中で中断した場合、次に制度利用する際には、新規扱いになりますか？

A 新規利用になります。一生涯で2年を限度としているわけではなく、再チャレンジすることもできます。

Q 5 一つの協力事業所で、「実習型」と「雇用指向型」の複数の訓練生を受け入れることは可能ですか？

A 可能です。「実習型」か「雇用指向型」かの訓練の選択は訓練生ごとの見極めになるため、一つの協力事業所で「実習型」と「雇用指向型」の両方のタイプの訓練生の受け入れが生じる場合があります。

Q6 訓練中の手当ではどのようにすればよいのですか？

A 協力事業所には、1日あたり「実習型」では1,000円、「雇用指向型」では2,000円の協力奨励金が支払われますが、訓練生に訓練手当として支払っているではありません。なお社会適応訓練事業の期間中に賃金の支払いがあると、すでに就労できていると見なされ、その後の雇用支援策を活用する必要がないと判断される場合もあります。交通費や食事代についても同様です。

Q7 訓練中の事故に対する保険はありますか？ またその補償内容について教えてください。

A 訓練中の事故に対する補償については以下のとおりです。なお、保険加入は県庁所管課が行いますので、協力事業所が特別な手続きをする必要はありません。

1 傷害保険

協力事業所管理下における作業中、活動中（日帰りの所外活動・諸行事を含む）、通所中に偶然の事故により傷害を受けた場合

- ・死亡・後遺障害：300万円
- ・入院（日額）：3,000円（180日を限度）
- ・通院（日額）：1,500円（90日を限度）

2 施設賠償責任保険

訓練中の施設などへの賠償責任が問われた場合

- ・対人：1名 100万円
- ・1事故 1,000万円
- ・対物：1事故 100万円（ただし、免責金額 対人・対物1,000円）

(H21.4.1現在)

Q8 地域活動支援センターや小規模作業所、就労継続支援事業B型を 社会適応訓練事業と同時に利用することはできますか？

A それぞれを別の日に利用するのであれば可能です。社会適応訓練事業は1日単位での訓練であることから、同じ日に他の制度を利用することは、サービスを二重に受けることになるため不可能です。なお、救護施設などの24時間365日のサービスの提供を受けている施設の利用者は、上記と同じ理由で社会適応訓練事業を利用することは不可能です。

Q9 訓練時間に、昼食時間や休憩時間は含まれますか？

A 一般就労への移行を目的とする事業であることから、訓練そのものの時間を事業対象とし、昼食時間や休憩時間は訓練時間には含まれません。しかし、これらの時間は、「職場の同僚との場になじむ」「コミュニケーションを図る」といった面からは、重要な時間でもあります。

Ⅳ メッセージ

社会適応訓練事業を利用して

Mさん・40代・男性

こんにちは。社会適応訓練事業制度で病院掃除さしてもらっています。(野菜市、喫茶コーナーも行っております)

42歳の男性です。10代で登校拒否、17歳で入院、入退院を繰り返して現在にいたる統合失調症があり、趣味は洋楽（ロック）です。

今回社会適応訓練でやらせてもらって良かった点は、掃除なので考え込まず体を動かされる事です。考えもせずに体を動かせるのがよいみたいです。また、以前は病院の寮で3年近く掃除をしていました。一緒にやっているシルバーさんとは、まあ順調にやっています。シルバーさんは野球と芸能に詳しいです。

いつも、私が心がけているのは規則正しい生活です。それが私にとっては正直むずかしいことです。退院してからもうすぐ3年、徐々になんとかかやっています。私にとって睡眠は宝であり爆弾で、睡眠さえうまくいけばやっています。逆に睡眠障害が出てくるともろいです。

薬は必ずとっていい程飲んでます。精神薬に対していただくイメージは、飲まなくてはダメだということです。

私が今、生きていて思うことは、「障害者はコミュニケーションが下手だろう」というイメージがありますがその通りです。私の場合、その時その時の感情のコントロールの方法がむずかしいです。それこそコミュニケーションで上手くコントロールする方法も、一般の方に比べて能力が少ないです。

患者はたぶん多かれ少なかれ「仕事がしたい」「社会復帰がしたい」「収入も増やしたい」と思う気持ちと、働く集中力がないというあせりから、会社を休みがちになり、悩み、眠れない、調子を崩すという悪循環になってしまう。しかしそれは一人一人の障害者がのりこえる問題と思う。やっぱり長期入院を経験すると生活のスキルは落ちているのですが…

国は7万人は退院できると言っています。私達にも問題はありますが、又ある意味患者は十把一絡げでもないと思います。私は今、いい人の中で私は生きさせてもらっていると思う。今後の課題は「継続は力なり」。ごちゃごちゃと書きましたが乱筆にて。

職親として

株式会社 S.G.U 社長 後藤悦司さん（兵庫県精神保健職親会理事）

精神障害者との関わりを持つようになったのは、12年前にハローワークから養護学校の生徒を預かって欲しいと頼まれたことがきっかけ。その生徒が働き始めて3~4ヶ月がたった頃、雨の日に車で家まで送っていったことがあった。すると、その生徒の母親は、「あんたはアメに打たれても帰ってきなさい。私も雨の日は、カッパで行ってたんや。」という非常に厳しい言葉をその生徒に投げかけていた。障害を持っているからといって甘やかさないというその母親の言葉を聞いて、優しさと厳しさは別問題であると感じた。また、その生徒のひたむきに仕事をする姿

に心を打たれた。それ以来、職親として精神障害者を引き受けるようになった。

社適は非常に難しいが、上手くやっているとという自信もある。しらゆり作業所を通じ、社会復帰に向けてのサポートも出来る。また、体制作りについて病院の先生方と相談しながら、精神障害者を受け入れている。現在17名のうち、2名は精神障害とは違う病気（胃潰瘍等）にかかり休んでいるが、残りの15名は元気に働いている。

大切なことは、病気の特徴を十分に理解してあげること。また、不安要素を取り除いてあげることが大事。その為に、最大3年（※）しか延長できない社適について、「そんなことは気にしなくても良い。元気な姿になれば絶対に企業が雇ってくれるし、もし全企業が雇ってくれなければ、私が全責任を持つ。」ということを伝えている。

当事者、職親、行政を三輪車にたとえると、職親が前輪で、後輪の2つが当事者と行政にあたり、ハンドルは当事者が操作すると言える。私は社長という立場上、当事者からは営利を目的とする人と思われている。ゆえに、その私の言葉と行政側の保健師の話す言葉では、同じ言葉でも当事者の受け取り方が全く違う。保健師の言葉だと、当事者は非常に安心して聞いている印象がある。そのような、それぞれの立場上の違いから異なる役割があるので、行政と上手く連携を取りながら今後もやっていきたい。

（※）現在、社会適応訓練の利用期間は最長で2年間までです。

社会適応訓練は就労への第一歩

社会就労センター（創）C.A.C 施設長 奥井陽子さん

社会就労センター（創）C.A.Cは湊川病院が精神障害者の社会復帰を進めるために設立した授産施設です。設立当初から、これからは「社会に出て働きたい」という精神障害者が増えてくるだろうと考え、就労支援に焦点を当てて活動を始めました。

施設では色々な作業を行っていますが、施設内で作業をしているだけでは外に出て働くことは出来ません。そのため、安定して通所できるようになると、施設内作業だけでなく、より実践的な事業所実習を行っています。最初は週1回2時間程度で、病院でのクリーニング、清掃などにも行かせてもらっています。社会適応訓練（社適）は障害をオープンにして実際に働く練習が出来るために非常に有効だと考えています。以前は社適に参加すると施設を退所しなければなりませんでした。現在は辞めなくても良くなったので、社適と施設への通所を両立して行っています。さらに、短時間のアルバイトも、週に1～2日、1回3時間程度で、ファーストフード店や駐輪場で行っています。いづれも最初は必ずスタッフが付き添い一緒に職場に入り、作業がスムーズに進むように、職場の人間関係が上手くいくように配慮しています。職場になれ、仕事にも慣れてくると、実習の回数を増やしたり、時間を延ばしたりしています。このような、社会適応訓練や事業所実習が、メンバーの自信になり、就労につながっていると考えます。これからも行政機関やハローワーク等と連携を取りながら、一人でも多くのメンバーが就職できるように支援をしていきたいと思っています。

社会適応訓練事業と障害者のための雇用支援について

制度・事業名	雇用前段階	雇用前訓練	雇用前実習	試験的雇用	雇用後支援	実施期間(下限等)			相談機関 または 申込機関	手当等の支給		傷害保険等
						時間	日数	期間		本人	企業等	
社会適応訓練事業	○	○	○			なし	なし	～2年	健康福祉事務所	有	有	○
就労移行支援事業		○	○			計画で規定	計画で規定	～2年	障害福祉サービス事業者	有	有	○
就労継続支援事業 A型				○		計画で規定	計画で規定	なし	障害福祉サービス事業者	賃金	有	○
就労継続支援事業 B型	○		※1			計画で規定	計画で規定	なし	障害福祉サービス事業者	有	有	○
精神障害者 ジョブガイダンス事業	○					1日AM 2時間	5日を標準	5日を標準	ハローワーク			
組み合わせ実習	○					1日3時間	週1～3日	2週間～	ハローワーク		有	○
委託訓練(知識・技能)		○				2月80時間		1～6か月	ハローワーク		有	○
委託訓練(実践能力)		○				2月60時間		1～6か月	ハローワーク		有	○
職務試行法	○		○					3週間限度	ハローワーク		有	○
短期の職場適応訓練			○			通常の勤務 時間内	通常の勤務 時間内	2週間以内	ハローワーク	有	有	○
ジョブコーチ支援事業			○	○		週15時間 以上		2～4ヶ月	ハローワーク	※2	※3	※4
トライアル雇用事業				○		雇用契約に よる	雇用契約に よる	3か月限度	ハローワーク	賃金	有	○
ステップアップ雇用				○		週10時間 以上	雇用契約に よる	3～12か月	ハローワーク	賃金	有	○
インターンシップ事業	○	○						2か月上限	兵庫セルブセンター	有		○

※1 事業所によっては実習を行っていないところもあります。
 ※2 雇用前には、本人に対し手当は支払われません。雇用後には雇用契約に基づき賃金が支払われます。
 ※3 福祉施設等に配置されている第1号ジョブコーチには、障害者職業センターより手当が支払われます。
 ※4 雇用前支援の場合には、手当が支給されません。
 ※5 雇用前の利用者は利用時に保険に加入されません。雇用後は、労働保険の対象となります。

兵庫県精神障害者社会適応訓練事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、精神障害者を一定期間事業所に通わせ、集中力、対人能力、仕事に対する持久力等の涵養を図ることにより、一般就労への移行など精神障害者の社会的自立を促進するため、精神障害者社会適応訓練事業（以下「事業」という。）の実施に関し必要な事項を定める。

(定義)

第2条 「協力事業所」とは、精神障害者に対する理解が深く、精神障害者に仕事の間を提供し、社会適応訓練を行うことを通じて、一般就労への移行など社会的自立を促進することに熱意を有する県内の事業所であって、知事が適当と認めたものをいう。

2 「対象者」とは、精神障害が回復途上にあり、作業遂行の能力が不十分であるか、恒常的に維持されない精神障害者（知的障害者を除く。）で、県内に住所を有する者であって、知事が一般就労への移行など事業の効果が期待されると認めた者をいう。

3 「実習型」とは、1日3時間、1週3日、1週あたり最大20時間を目安として訓練を行うものとする。

4 「雇用指向型」とは、実習型での制度利用をした後に、就労支援機関との具体的な連携のもとに一般雇用をめざした訓練を行うものとする。

(運営会議の設置及び運営)

第3条 知事は、協力事業所の選定、対象者の決定、社会適応訓練の実施及び就労に向けての指導、事業の運用等について意見を聞くため、兵庫県精神障害者社会適応訓練事業運営会議（以下「運営会議」という。）を設置運営する。

(協力事業所の登録及び選定等)

第4条 協力事業所にならうとする事業所の事業主（法人にあっては代表者とする。以下同じ。）は、協力事業所申込書（様式第1号）を当該事業所の所在地を管轄する健康福祉事務所（保健所）長（以下「所在地管轄事務所長」という。）を経て、知事に提出するものとする。

2 知事は、前項の申込書を受理したときは、記載事項、その他必要な事項について調査し、運営会議の意見を聞いたうえで、協力事業所としての適否を決定することとし、その結果については、協力事業所審査結果通知書（様式第1号の2）により、所在地管轄事務所長を通じて、当該事業主に通知するものとする。

3 前項の知事が調査する事項は、概ね次のとおりとする。

(1) 事業所の環境等

ア 作業場の人的、物的環境の良否

イ 酷使の恐れの有無

ウ 経営の安定性等

(2) 作業の内容等

ア 難易度及び適応性の程度

イ 危険性等

(3) 精神障害者に対する理解とその社会適応促進に対する熱意

(4) その他必要な事項

4 知事は、協力事業所に関する必要な事項を登録簿に記載し管理するものとする。

5 登録内容に変動が生じたときは、協力事業所の事業主（以下、「協力事業主」という。）は、速やかに知事に届け出るものとする。

6 第1項から第4項までの規定は、前項の場合に準用する。この場合において、これらの規定中「協力事業所申込書（様式第1号）」とあるのは「協力事業所登録事項等変更届（様式第2号）」と読み替えるものとする。

7 神戸市長が適当と認めた神戸市内の事業所が、対象者を受け入れる場合、知事は当該事業所を適当と認め、その適否の決定及び事業主への通知を要しないものとする。

(対象者の登録及び選定等)

第5条 事業の対象者にならうとする者は、知事に、社会適応訓練事業対象者申込書（様式第3号）に主治医の意見書（様式第4号）を添えて、居住地を管轄する健康福祉事務所（保健所）長（以下「居住地管轄事務所長」という。）を経て提出するものとする。

2 知事は、前項の申込書を受理したときは、記載事項、その他必要な事項について調査し、運営会議の意見を聞いたうえで、対象者としての適否を決定することとする。

3 知事は、対象者に関する必要な事項を登録簿に記載し管理するものとする。

4 登録内容に変更が生じたときは、対象者は、速やかに知事に届け出るものとする。

5 第1項から第3項までの規定は、前項の場合に準用する。この場合において、これらの規定中「社会適応訓練事業対象者申込書（様式第3号）」とあるのは「社会適応訓練事業対象者登録事項変更届（様式第5号）」と読み替えるものとする。

（委託契約の締結等）

- 第6条 知事は、対象者についてその能力等を勘案し、運営会議の意見を聞いたうえで、適切な協力事業所を選定し、対象者の同意を得た後、協力事業所との間で委託契約を締結する。
- 2 前項の契約手続きに際して、知事は、居住地管轄事務局長を通じて当該対象者に社会適応訓練事業対象者決定通知書（様式第6号）により訓練を受ける協力事業所等を通知するものとする。
 - 3 前項の対象者は、通知内容に同意するときは、居住地管轄事務局長を通じて、知事に同意書を送付するものとする。
 - 4 知事は、所在地管轄事務局長を通じて第1項の協力事業主に、社会適応訓練事業協力事業所委託通知書（様式第6号の2）により、対象者等を通知するものとする。
 - 5 前項の協力事業主は、通知内容に同意するときは、契約書（2通）に記名押印の上、所在地管轄事務局長を通じて知事に送付するものとする。
 - 6 知事は、前項の契約書に記名押印の上、1通を所在地管轄事務局長を通じて当該協力事業主に送付するものとする。

（協力奨励金の支払い等）

- 第7条 知事は、協力事業所が、対象者に対し実施した訓練日数に別途定める額を乗じて得た額を、協力事業主に対し、協力奨励金として支払うものとする。
- 2 協力事業主は、毎月10日までに、前月の社会適応訓練事業実績に基づき、協力奨励金請求書（様式第7号）に社会適応訓練事業実績報告書（様式第7号の2）を添付して、所在地管轄事務局長を経て、知事に提出するものとする。
 - 3 知事は、前項の請求が適正であると認めたときは、当該請求書を受理した日から30日以内に、協力事業主に対し協力奨励金を支払うものとする。

（事業の実施期間）

- 第8条 事業の実施期間（以下「期間」という。）は、原則6か月以内とする。ただし、同一対象者についての期間は、原則連続した2か年を限度とし、6か月を超えない期間で更新できるものとする。
- 2 実習型での期間は、最低6か月とする。

（期間の更新及び事業の区別の変更）

- 第9条 期間の更新及び事業の区別の変更をしようとする対象者は、社会適応訓練事業更新・変更申込書（様式第8号）を、所在地管轄事務局長を経て知事に提出するものとする。ただし、雇用指向型での期間の更新はないものとする。
- 2 知事は、前項の申込書を受理したときは、記載事項、就労移行に向けた事業効果、その他必要な事項について調査するとともに、協力事業主の意見を聴取し、かつ、運営会議の意見を聞いたうえで、期間の更新及び事業の区別の変更の可否を決定することとし、その結果については社会適応訓練事業対象者決定通知書（様式第6号）により、当該対象者に所在地管轄事務局長を通じて通知するものとする。
 - 3 知事は、期間の更新及び事業の区別の変更を可と決定した対象者については、社会適応訓練事業協力事業所委託通知書（様式第6号の2）により、所在地管轄事務局長を経て当該協力事業主に通知するものとする。

（協力事業所の変更）

- 第10条 協力事業所の変更をしようとする対象者は、社会適応訓練事業更新・変更申込書（様式第8号）を、所在地管轄事務局長を経て知事に提出するものとする。
- 2 第9条第2項から第3項までの規定を、前項の場合に準用する。この場合において、これらの規定中「期間の更新」とあるのを「協力事業所の変更」と読み替えるものとする。
 - 3 承認期間の途中で協力事業所を変更する場合は、変更前の協力事業所の承認期間を引き継ぎ、通算して6か月を超えることはできないこととする。

（事業の中止）

- 第11条 知事は、症状等により事業の継続が困難又は不要となった対象者に対しては、運営会議の意見を聞いたうえで事業を中止するものとする。
- 2 知事は、前項の場合を除くほか、次の各号のいずれかの事情が生じたときは、直ちに事業を中止することができるものとする。
 - (1) 協力事業主が事業を実施できないと知事が認めたとき
 - (2) 協力事業所の事業の実施内容が不適当と知事が認めたとき
 - (3) 神戸市の協力事業主に対して、神戸市長が事業の継続の困難または、実施内容が不適当と認めたとき
 - 3 知事は、事業を中止したときは、必要事項を登録簿に記載して管理するとともに、社会適応訓練事業中止通知書（様式第9号）により、所在地管轄事務局長を通じて協力事業主に通知し、委託契約を解除することができる。

(協力事業所の辞退)

第12条 協力事業所を辞退しようとする協力事業主は、協力事業所辞退届（様式第10号）を所在地管轄事務所長を通じて、知事に届け出るものとする。

- 2 知事は、前項の協力事業所辞退届を受理したときは、登録簿からこれを削除するものとする。
- 3 神戸市内の事業主が、神戸市長に協力事業所の辞退届を出した場合にも、知事に届け出たものとみなす。

(指導及び調査等)

第13条 知事は協力事業主の事業の実施状況について、随時に調査し、若しくは必要な報告を求め、又は事業の実施に関して、協力事業主に対し必要な指導を行うことができるものとする。

- 2 協力事業主は、事業の処理を自ら行うものとする。
- 3 居住地管轄事務所長は、対象者の一般就労への移行を支援するため、所在地管轄事務所長、公共職業安定所、障害者就労支援機関等との連携に努めなければならない。

(秘密の保持)

第14条 協力事業主は、事業を処理するに当たっては、この要綱及び知事が必要に応じて指示する事項を遵守し、処理に際し知り得た秘密を他に漏らしてはならないものとする。

(協力事業主と対象者の相互理解)

第15条 知事は、事業の実施に際して対象者の特性、事業の内容等を協力事業所に十分説明し、また、対象者及びその保護者についても必要な注意を与え、協力事業主及び対象者が相互に理解を深めるよう努めるものとする。

(事故の場合の取扱い)

第16条 協力事業主は、対象者に関わる事故が訓練期間中に発生した場合は、直ちに知事に報告するとともに、事故報告書（様式第11号）を知事に提出しなければならない。

- 2 知事は、前項の報告を受けたときは、協力事業主及び関係者と協議のうえ所要の措置をとるものとする。

(補則)

第17条 この要綱の施行に関して必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年10月1日から施行する。

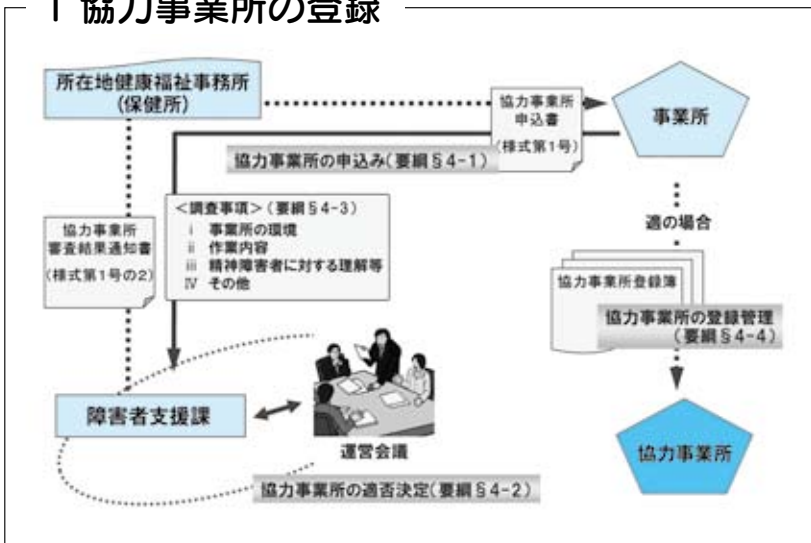
別に定める事項

関係条項	内 容
第7条第1項	(別途定める額) 「実習型」：1,000円 「雇用指向型」：2,000円

※様式・細則については、省略しています。

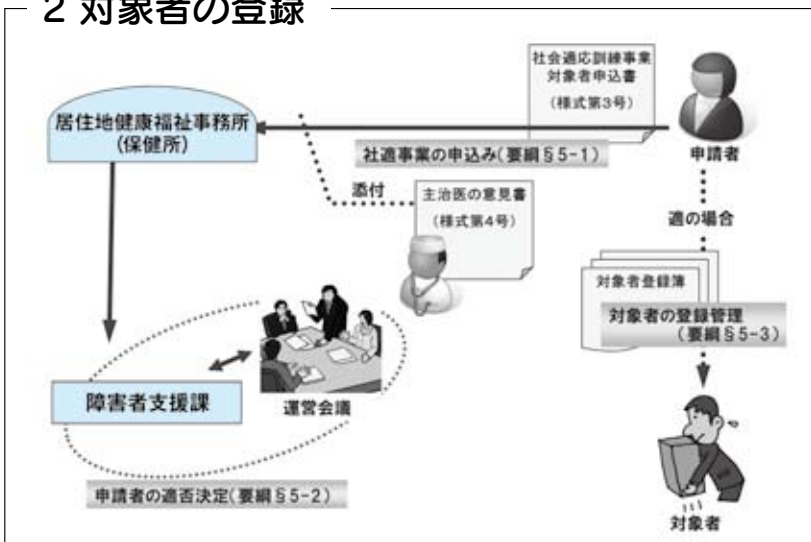
社会適応訓練事業の各手続き

1 協力事業所の登録



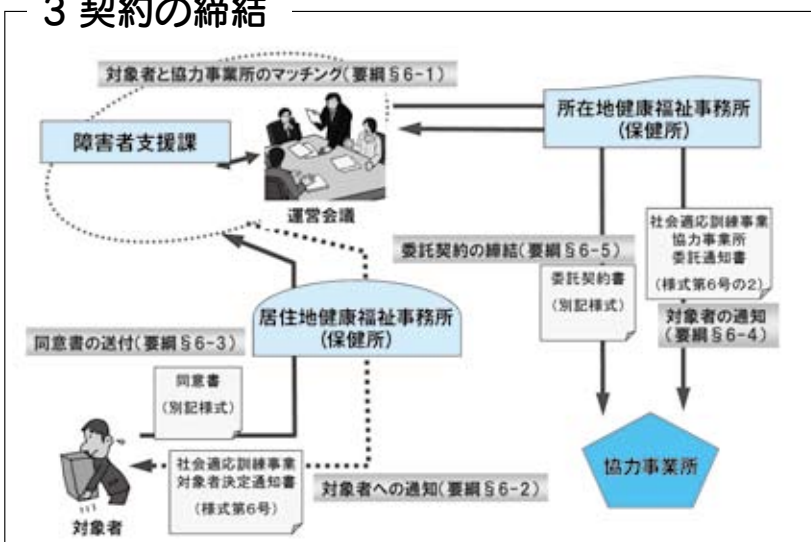
社会適応訓練事業の協力事業所になるには、事業所の所在地の健康福祉事務所（保健所）に申込書を提出します。

2 対象者の登録



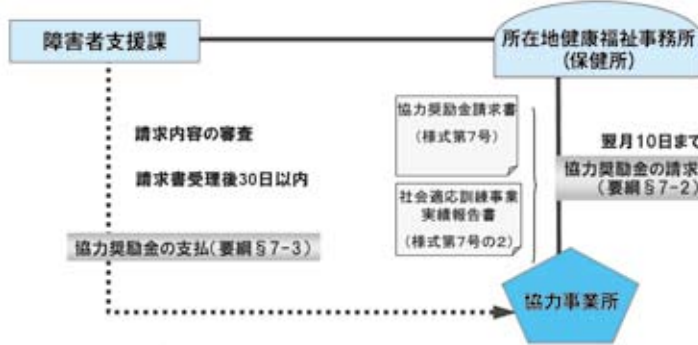
社会適応訓練事業の対象者となるには、居住地の健康福祉事務所（保健所）に申込書を主治医の意見書を添えて提出します。

3 契約の締結



訓練の開始には、協力事業所と対象者とのマッチングを行い、対象者を決定し、協力事業所が知事と委託契約を結びます。

4 協力奨励金の支払い

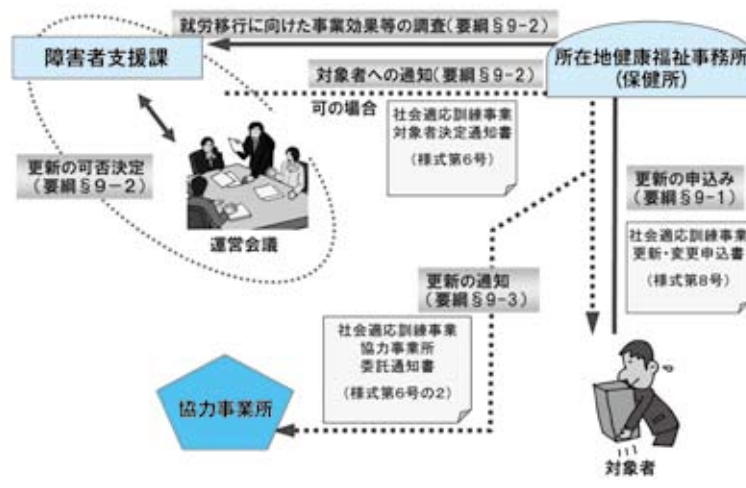


指導及び調査等

- 登録事業所を2年毎に調査(細則 5 4-2)
- 調査、報告聴取、指導(要綱 5 13-2)
- 連携強化(要綱 5 13-3)

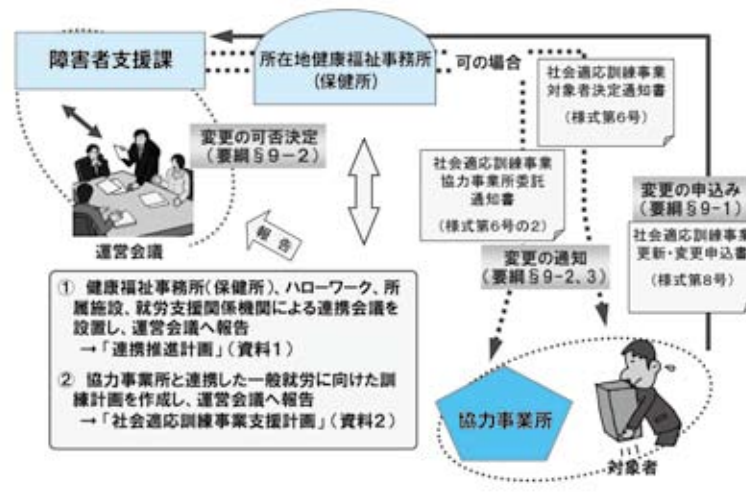
協力事業所が、協力奨励金を受け取るには、所在地の健康福祉事務所（保健所）に月ごとに、協力奨励金請求書に実績報告書を添えて提出します。

5 実習型の更新



実習型での更新を希望する対象者は、更新・変更申込書を協力事業所の所在地健康福祉事務所（保健所）に提出します。

6 雇用指向型への変更



雇用指向型への変更を希望する対象者は、更新・変更申込書を協力事業所の所在地健康福祉事務所（保健所）に提出します。その際には、居住地健康福祉事務所（保健所）は、関係機関が連携できるような調整したうえで、一般就労に向けた訓練計画の作成を行う必要があります。

—兵庫県精神障害者社会適応訓練事業の手引き—
「手伝ってください！職場への第一歩」

平成21年3月

発行 **兵庫県精神保健職親会**

(事務局：兵庫県立精神保健福祉センター)

〒651-0073 兵庫県神戸市中央区脇浜海岸通1-3-2

☎(078)252-4980

※当冊子は、兵庫県精神保健職親会に設置した就労支援検討会で検討された意見をもとに、兵庫県精神保健職親会が取りまとめました。